大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので同条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき 事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融 課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和6年9月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ツルハドラッグ大街道店・不二家石巻大街道店 石巻市大街道北三丁目1番7号 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の 氏名

有限会社 喜平治 代表取締役 小野寺 敏也 石巻市大街道北三丁目1番5号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名

株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 株式会社不二家 代表取締役 河村 宣行 東京都文京区大塚二丁目15番6号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和7年4月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 288. 41 m²

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1)駐車場の収容台数55台
 - (2) 駐輪場の収容台数16台
 - (3) 荷さばき施設の面積

 $53.65 \,\mathrm{m}^2$

- (4) 廃棄物等保管施設の容量
 - $8.03 \, \text{m}^3$

- 7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間 株式会社 ツルハ 午前7時から午前0時まで 株式会社 不二家 午前10時から午後8時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午前0時30分まで
 - (3)駐車場の出入口の数3箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設① 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設② 午前6時から午前10時まで
- 8 届出年月日令和6年8月29日
- 9 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

10 縦覧期間

令和6年9月17日から令和7年1月17日まで(ただし、閉庁日を除く。)

11 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県経済商工観光部商工金融課

12 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針 (経済産業省告示第16号)」及び意見書様式を参考のこと。